

証明書発行機関の認定に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関の認定は、希望する者の申請に対し、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官による審査を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2. 証明書発行機関の認定申請

(1) の証明書発行機関の要件を満たすことの認定を希望する者は、(2) の申請書類を提出することにより、証明書発行機関の認定申請をすることができる。

(1) 証明書発行機関の要件

ア. 証明書発行機関として適格である者として、次の事項を全て満たしていること。

- ① 法人格を有すること。
- ② 食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関であること。
- ③ 証明書発行業務を行う方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること。
- ④ 証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと。
- ⑤ 証明書発行機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること。
- ⑥ 証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること。

イ. 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次の①から③までの事項を全て満たしていること。

- ① 株式会社である場合にあつては、証明書発行申請者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）でないこと。
- ② 役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員（過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えないこと。
- ③ 代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員（過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）ではないこと。

ウ. 証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備（NACCSの利用可能な設備を含む。）を有すること。

(2) 提出書類

ア. 別紙様式8の認定申請書

イ. 本要領に掲げる手順に従って、適切に証明書発行を実施できる体制を整えていることを示す以下の資料

- ① 定款の写し

- ② 組織の概要を示す資料
- ③ 組織の財務体制を示す資料
- ④ 役員の氏名及び略歴
- ⑤ 手数料に関する資料
- ⑥ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成
- ⑦ 食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関として登録されていることを示す官報の写し
- ⑧ 証明書発行人員、証明書発行体制、ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料
- ⑨ 過去の輸出検査実績又は輸出証明書発行に関わったことを示す書類
- ⑩ 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の2第3項に基づき登録認定機関として公示されている場合は、その官報の写し
- ⑪ 食品衛生法又は農林物資の規格化等に関する法律に基づく処分を受けたことがある場合は、その関係書類及び処分期間が経過したことを示す書類

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を次の宛先に正本を3部提出すること。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

電話 03-3502-8111（内線6610）

03-3501-1961（直通）

FAX 03-3591-6867

3. 認定証の交付

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は2.により申請があった場合、2.（1）に掲げる要件を満たしているか内容を審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせた結果、証明書発行機関として適切であると認められた場合、申請者に対して別紙様式9の認定書を交付する。

4. 証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

所管課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施に当たり、必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

所管課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施していることを確認するため、必要に応じて検査を行うものとする。

(3) 認定の取消し

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は、①証明書発行機関が2.（1）に掲げる認定要件を備えていないと認める場合、②証明書発行機関が輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書発行手続を行わなかった場合、③証明書発行機関に証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認め

る場合、④証明書発行機関が（２）の検査を受けることを拒否した場合、⑤その他相当の理由があると認める場合、当該証明書発行機関の認定の取消しを行うことができる。

5. 認定申請事項の変更及び認定の取消し

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、上記申請先に対し、別紙様式 10 によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消しを希望する場合は、別紙様式 11 に必要事項を記入の上、上記申請先に提出するものとする。

電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

1. 証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

- ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1. (1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

インドネシア向け輸出水産食品の検査手順等

1. 検査対象動物

検査対象動物は、国際獣疫事務局（OIE）の基準に定められている OIE リスト疾病の感受性種であり、農林水産省ホームページに別途掲載されている情報を輸出の都度確認すること。

2. サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、積荷の確認を行うとともに、3. に掲げる判定を行うに当たって、1ロットの梱包数（N）に応じて、以下に示す開梱数（n）を目安として開梱する。

1ロットの梱包数（N）	開梱数（n）
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※1ロットの梱包数が3に満たない場合は、開梱数（n）は1とする。

3. 官能検査基準

(1) 外観が確認できる食品の判定基準

項目	判定基準
外観	感染症による潰瘍、白斑等の目に見える異状が認められないこと。

(2) 外観の確認が困難な食品の判定基準

判定基準
① 加熱加工されていること。（製造工程表等により確認） （例1）密封の状態での加熱殺菌された製品（121℃3.6分間） （例2）低温殺菌された製品（90℃10分間） （例3）機械で乾燥された内臓除去製品（100℃30分間） （例4）魚油、魚粉
② 原材料が（1）の判定基準を満たしていること。（誓約等により確認）

※上記①、②のいずれかを満たしていること。

4. 養殖場基準（インドネシア向け輸出水産食品が養殖水産動物由来の場合）

判定基準
少なくとも過去2年間、OIE リスト疾病の発生報告がないこと。

※ OIE リスト疾病の国内での発生状況については、農林水産省ホームページに別途掲載されている情報を輸出の都度確認すること。

インドネシア向け輸出水産食品の官能検査の運用

インドネシア向け輸出水産食品の証明書の発行に当たっては、以下の手続を行うことにより、証明書発行機関による輸出の都度のインドネシア向け輸出水産食品について官能検査の受検を省略することができる。

1. 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（本要領の趣旨を理解し、適切に官能検査を遂行する能力を有する者）を選任すること。

2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添3に規定する検査手順に従って官能検査を実施し、同3の3. に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式13にこれらの結果を記録するとともに、証明書発行申請書（別紙様式5）の「2. 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

なお、官能検査の記録に当たっては、官能検査を実施したことが確認できれば、別紙様式13によらず任意の様式を用いて差し支えない。

輸出者は、官能検査の結果が記載され、又は記録された情報を3年間保管すること。

3. その他

品質確認者は、輸出者が輸出しようとする水産食品について別添3に掲げる官能検査のほか、以下の状況についても確認すること。

- (1) 衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。
- (2) 証明書発行申請書の内容と実態に齟齬がないこと。

4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、証明書発行機関が実施する官能検査を受検し、別添3の3. の官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

なお、本運用に基づく手続を実施している場合であって、3年以上の輸出実績があり、直近の過去3年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査の方法に問題が認められないときには、検証に係る頻度を3年間に1回以上とすることができるものとする。

FAO 漁獲統計海区 (FAO Fishing Area) の水域名

海区番号	海区名 (英名)	水域名 (和訳名)
1 8	Arctic Sea	北極海
2 1	Atlantic, Northwest	北西大西洋
2 7	Atlantic, Northeast	北東大西洋
2 7. 3	Baltic Sea	バルト海
3 1	Atlantic, Western Central	中西大西洋
3 4	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
3 7	Mediterranean	地中海
3 7. 4	Black Sea	黒海
4 1	Atlantic, Southwest	南西大西洋
4 7	Atlantic, Southeast	南東大西洋
5 1	Indian Ocean, Western	西インド洋
5 7	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
6 1	Pacific, Northwest	北西太平洋
6 7	Pacific, Northeast	北東太平洋
7 1	Pacific, Western Central	中西太平洋
7 7	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
8 1	Pacific, Southwest	南西太平洋
8 7	Pacific, Southeast	南東太平洋
4 8	Atlantic, Antarctic	南極洋
5 8	Indian Ocean, Antarctic	
8 8	Pacific, Antarctic	